

空き家の除却費用を 助成します。

昭和56年5月以前
の木造住宅が対象



制度名

桑名市木造住宅耐震支援制度（空き家除却工事）

補助額

除却(解体)工事費用の23%の額で上限20.7万円まで

対象となる空き家

下記の①または②に該当し(ア)～(ウ)のいずれかに該当する木造住宅

① 補助申請時に1年以上居住その他使用実態がなく、耐震診断により
評点結果が0.7未満の空き家

② 市が耐震性がないと判断した空き家

(ア) 耐震改修促進法第5条第3項第2号又は第3号の規定により耐震改修
促進計画に記載された道路の沿道であること。

(イ) 外壁から境界線までの距離が、平屋の場合は2m以内、2階建て以上の
場合は4m以内に建てられている住宅であること。

(ウ) 三重県が平成18年3月に策定した密集市街地整備基本方針において
三重県密集市街地として位置付けられた区域内に住宅が存すること。

※補助事業の詳細については、桑名市木造住宅耐震支援制度リーフレット及び下記の問い合わせ先までご連絡ください。
※除却(解体)前の申請が必須となります。除却中、除却済みについては、対象外となります。

【問い合わせ先】 桑名市役所都市整備部都市整備課

〒511-8601 桑名市中央町2丁目37番地

TEL:0594-24-1295 FAX:0594-23-4116